

## 伯耆町空家等対策推進補助金交付要綱

平成28年8月1日

告示第84号

改正 平成29年3月31日告示第41号

平成31年4月18日告示第48号

令和5年3月27日告示第42号

令和6年3月22日告示第28号

### (趣旨)

第1条 この告示は、伯耆町空家等対策推進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、伯耆町補助金交付規則（平成17年伯耆町規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この告示は、倒壊又は建築部材の飛散のおそれがある空家等の除却に要する費用又は所有者等への要請に要する費用の一部を補助することにより、危険な空家等の縮減を促進し、もって住民の安全で安心な居住環境の形成及び空家等対策の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）をいう。
- (2) 空家等 法第2条第1項に定める空家等をいう。
- (3) 特定空家等 法第2条第2項に定める特定空家等をいう。
- (4) 所有者等 空家等の所有者又は法定相続人若しくは相続人代表として認められた者をいう。
- (5) 暴力団 伯耆町暴力団排除条例（平成25年伯耆町条例第3号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団員 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (7) 解体事業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく業種（土木工事業、建築工事業、とび、土工工事業のいずれか）の許可又は建設工事に係る資源の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく鳥取県知事による登録を受けた事業者をいう。

(8) 集落等 空家等の所在する集落及び空家等の状態により悪影響が及ぶ集落をいう。

(9) 標準除却費 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第27条第3項に規定する国土交通大臣の定める除却費をいう。

（補助金の交付対象となる空家等）

第4条 この補助金の交付対象となる空家等（以下「交付対象空家等」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 伯耆町内に位置していること。

(2) 別表の第1欄の1又は2の事業に係る空家等について、所有権以外の権利が設定されていないこと。

（補助金の交付）

第5条 第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる同表第2欄の要件を満たす事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表の第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額以下とする。

3 集落等は別表の第1欄の2の事業を実施する場合に、所有者等から所有権を移転された場合は、10年間は公共的な目的のために使用するものとし、その間は原則として転貸又は転売をしてはならない。

4 別表の第3欄に規定する費用が適正である旨を確認するため、必要に応じて調査・確認を行うことができるものとし、国が示す標準的な除却工事費及び立地等の条件で考慮が必要と認められる経費の合計額と比較したときに、明らかに適正を欠くと認めるときは、助言・指導による是正又は補助対象経費を減額することができるものとする。

5 次に定める事項に該当する者は交付申請者にはなれない。

(1) 町県民税又は固定資産税の滞納がある者

(2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者

（補助金の交付申請）

第6条 交付申請者は、規則第6条に基づき交付申請書及び必要書類を町長に提出しなければならない。なお、申請に当たり規則に定めるもののほか、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書兼補助要件等確認書（様式第1号）
- (2) 交付対象空家等の所有者等を確認できる書類及び所有権以外の権利がないことを確認できる書類。なお、別表の第1欄の3の事業の場合は、交付対象空家等の所有者等を確認できる書類のみとする。
- (3) 事業に要する経費の見積書（内訳の分かるもの）
- (4) 別表の第1欄の1及び2の事業の場合、空家等の床面積が分かる書類
- (5) 別表の第1欄の2の事業で貸借による場合は、貸借を証する書類の写し及び空家等の所有者等から除却に関する委任を受けたことを証する書類
- (6) 別表の第1欄の3の事業の場合、実施する要請の内容が分かるもの及び申請者が空家等の倒壊や建築部材の飛散による被害を受けるおそれがある旨が分かるもの（写真等）
- (7) その他町長が必要と認める書類  
（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定により交付申請書の提出があった時は、書類審査及び現地調査を行い、申請者に審査結果を通知する。

- 2 町長はこの要綱の目的を達成するために必要と認めるときは、前項の交付決定に当たり条件を付することができるものとする。

（交付決定の取消等）

第8条 町長は虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。規則第21条第1項及び第2項に定める決定の取消等を行うときは、伯耆町空家等対策推進補助金交付決定取消通知書（様式第2号）により交付決定者に通知しなければならない。

- 2 補助金の交付決定の取消等を行った場合に生じた損害について、町は一切の賠償の責めを負わないものとする。

（完了届及び実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに規則第15条に定める完了届及び第19条に定める実績報告に次の各号に定める書類を添付の上、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業に要する経費の領収書の写し
- (2) 別表の第1欄の1及び2の事業の場合、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写

し

(3) 別表の第1欄の1及び2の事業の場合、工事写真（事業実施前及び事業完了時のもの）及び前面道路や周辺の状況の分かる写真

(4) 別表の第1欄の3の事業の場合、要請を行った事の分かるもの

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項に定める完了届及び実績報告の提出は、補助金交付決定日の属する年度の3月末日（伯耆町の休日を定める条例（平成17年伯耆町条例第2号）第1条に定める町の休日）に当たるときは、その前日）までに行うものとする。

（関係法令の遵守等）

第10条 交付決定者及び解体事業者等は、補助事業を実施するに当たり、関係法令を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても同様とする。

（調査等への協力）

第11条 交付決定者は、この告示による補助金の執行等に関し、町長が必要な調査を行う場合には、これに協力しなければならない。

（秘密の保持）

第12条 この告示に係る業務に就くものは、業務によって知り得た秘密について正当な理由のない限り、これを漏らしてはならない。

（その他）

第13条 この補助金の交付に関し必要な事項は、この告示に定めるもののほか、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第41号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月18日告示第48号）

この告示は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則（令和5年3月27日告示第42号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日告示第28号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助要件	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
1 老朽危険 空き家等除 却支援事業 (個人除却タ イプ)	<p>空家法の規定に基づく助言・指導若しくは勧告により除却する空家等又は各種災害により被害が生じた若しくは被害が見込まれ、緊急的若しくは予防的な除却が必要な空家等のうち、次の要件のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 倒壊すれば前面道路を封鎖（一部封鎖を含む）し、災害時の避難、救援活動及び物資輸送等に支障が生じるおそれがあるもの</p> <p>イ 繁華街や幹線道路に面し、倒壊すれば通行人及び車両等に被害を与えるおそれがあるもの</p> <p>ウ 倒壊すれば隣地の建築物等に被害を与えるおそれがあるもの</p> <p>エ 倒壊すれば隣地の居住者等に被害を与えるおそれがあるもの、又は周辺地域の住環境に衛生上有害な影響を生じるおそれがあるもの</p>	<p>所有者等が集落等からの要請により、空家等の除却を解体事業者等に依頼し行う費用。</p>	<p>(1) 国土交通省所管の空家関係補助事業等を活用して実施する特定空家等の除却 除却費用の4/5</p> <p>(2) 上記以外の空家等の除却 除却費用の1/2</p>	<p>第4欄(1)については、150万円。ただし、標準除却費に補助率を乗じて得た額が150万円を下回る場合にあっては、その額を限度額とする。</p> <p>第4欄(2)については100万円</p>
2 老朽危険 空き家等除 却支援事業 (集落活用タ イプ)	<p>イ 繁華街や幹線道路に面し、倒壊すれば通行人及び車両等に被害を与えるおそれがあるもの</p> <p>ウ 倒壊すれば隣地の建築物等に被害を与えるおそれがあるもの</p> <p>エ 倒壊すれば隣地の居住者等に被害を与えるおそれがあるもの、又は周辺地域の住環境に衛生上有害な影響を生じるおそれがあるもの</p>	<p>集落等が、所有者等から空家等の所有権を移転され、又は貸借等により10年以上の使用権を有し、当該空家等の公共的な利用を目的として空家等の除却又は修繕等を解体事業者等に依頼し行う費用。</p>	<p>(1) 国土交通省所管の空家関係補助事業等を活用して実施する特定空家等の除却 除却費用の4/5</p> <p>(2) 上記以外の空家等の除却又は修繕費用の10/10</p>	<p>第4欄(1)については、300万円。ただし、標準除却費に補助率を乗じて得た額が300万円を下回る場合にあっては、その額を限度額とする。</p> <p>第4欄(2)については200万円</p>
3 弁護士等 による要請 支援	<p>被害を与えるおそれがあるもの、又は周辺地域の住環境に衛生上有害な影響を生じるおそれがあるもの</p>	<p>空家等の倒壊又は建築部材の飛散により被害を受けるおそれがある者が、空家等の所有者等に対し適正な管理を求めるよう、弁護士等に委託し、当該所有者等に対し要請を行う費用。 ※補助金交付年度内に実施されたものに限る。</p>	<p>委託費用の1/2</p>	<p>2万5千円</p>

注) 補助対象経費については、県内業者が施行又は実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情により県内業者へ発注が困難と認められる場合は、この限りでない。

様式第1号（第6条関係）

事業計画書兼補助要件等確認書

事業の名称		伯耆町空家等対策補助金
事業の種別		<input type="checkbox"/> ①老朽危険空き家等除却支援事業（個人除却タイプ） <input type="checkbox"/> ②老朽危険空き家等除却支援事業（集落活用タイプ） <input type="checkbox"/> ③弁護士等による要請支援
事業対象の空家等	所在地	伯耆町 番地
	所有者等の住所・氏名	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 法定相続人 <input type="checkbox"/> 相続人代表 <input type="checkbox"/> その他（ ） 住所 氏名
	延床面積	延床面積 m <sup>2</sup>
事業完了予定		年 月

空家等の除却要請証明 (①事業のみ記載)	本事業の対象である空家等について、除却の要請を行ったことを証明します。 年 月 日 集落名 区長住所 区長氏名 ㊟
納税調査同意書 (①事業のみ記載)	本事業に関する補助金交付申請の提出に当たり、申請者の町県民税及び固定資産税の納税調査を、町が行うことに同意します。 年 月 日 申請者 住所 氏名 ㊟

空家等除却後の利用方法及び管理方法 (②事業のみ記載)	
空家等への権利 (②事業のみ記載)	<input type="checkbox"/> 集落が所有権を取得 <input type="checkbox"/> 集落が貸借により10年以上の使用権を取得

要請等の依頼先 (弁護士等) (③事業のみ記載)	年 月 日 住所 氏名等
--------------------------------	--------------------

上記のとおり事業計画及び補助要件について申出ます。

伯耆町長 様

年 月 日  
 申出者（申請者） 住所  
 氏名

㊟

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

（交付決定者） 様

伯耆町長 印

伯耆町空家等対策推進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付をもって交付決定を行いました下記事業について、伯耆町補助金等交付規則第21条の規定に基づき交付決定を取り消しましたので通知します。

記

（1）事業の名称 （補助金等の名称）	
（2）補助対象事業費 （事業費算定基準額）	
（3）補助金等交付決定額	
（4）交付決定を取り消した理由	